

## ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童の有利な条件での就職又は転職を支援するため、ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」とは、高等学校卒業程度認定試験（高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験をいう。以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指すひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童に対し、給付金を支給する事業をいう。
- (2) この要綱において「ひとり親家庭の親」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、同条第3項に規定する児童（以下「児童」という。）を扶養しているものをいう。
- (3) この要綱において「ひとり親家庭の児童」とは、ひとり親家庭の親に扶養されている児童をいう。

### 第3 給付金の種類

給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講修了時給付金  
受講修了時給付金は、第4に規定する支給対象者が第5に規定する対象講座を受講し、及び修了した場合に支給する給付金とする。
- (2) 合格時給付金  
合格時給付金は、受講修了時給付金の支給を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給する給付金とする。

### 第4 支給対象者

給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、町の区域に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であるものとして知事が別に定める者であること。
- (2) 高卒認定試験に合格することが適当な職業に就くために必要であると認められる者であること。
- (3) 高等学校を卒業した者、高卒認定試験に合格した者その他大学に入学する資格を取得している者でないこと。

### 第5 対象講座

給付金の支給の対象となる講座（以下「対象講座」という。）は、高卒認定試験の対策に係る講座（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づく高等学校等就学支援金の支給を受けることができる講座を除く。）であって、高卒認定試験の対策に資するものとして知事が指定するものとする。

### 第6 給付金の額等

給付金の額等は、次のとおりとする。

- (1) 受講修了時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、当該40パーセントに相当する額が10万円を超えるときの支給額は10万円とし、当該40パーセントに相当する額が4,000円を超えないときは支給しないものとする。
- (2) 合格時給付金については、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の20パーセントに相当する額とする。ただし、当該20パーセントに相当する額と受講修了時給付金との合計額が15万円を超えるときの支給額は、15万円から当該支給対象者に係る受講修了時給付金の額を控除した額とする。

## 第7 対象講座指定の申請

受講修了時給付金の支給を受けようとするひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童（以下「支給申請者」という。）は、対象講座の受講を開始する前に、次に掲げる書類を支給申請者の住所地を管轄する賀茂健康福祉センター、東部健康福祉センター、中部健康福祉センター又は西部健康福祉センター（以下「該当健康福祉センター」という。）の長を経由して知事に提出し、対象講座の指定を受けるものとする。

- (1) 受講対象講座指定申請書（様式第1号）
- (2) 当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本
- (3) 支給申請者の世帯全員の住民票の写し
- (4) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）
- (5) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）
- (6) 当該ひとり親家庭の親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）
- (7) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）

## 第8 対象講座指定の通知

知事は申請に係る講座を支給対象講座として指定したときは、その旨を支給申請者に通知するものとする。

## 第9 支給の申請

給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を該当健康福祉センターの長を経由して知事に提出するものとする。

### (1) 受講修了時給付金

#### ア 提出書類 各1部

- (ア) ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第2号）
- (イ) 当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本
- (ロ) 支給申請者の世帯全員の住民票の写し
- (ハ) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）
- (ニ) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）
- (ホ) 当該ひとり親家庭の親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）
- (ヘ) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）
- (ニ) 第8による知事の通知に係る通知書の写し
- (ロ) 支給申請者が対象講座の受講を修了したことを、受講施設の長が認定した証明書
- (ハ) 支給申請者が支払った経費について、受講施設の長が発行した領収書

#### イ 提出期限

対象講座修了日から起算して30日以内

### (2) 合格時給付金

#### ア 提出書類 各1部

- (ア) ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第2号）
- (イ) 当該ひとり親家庭の親及び当該ひとり親家庭の児童の戸籍謄本又は抄本

- (f) 支給申請者の世帯全員の住民票の写し
- (e) 当該ひとり親家庭の親に係る児童扶養手当証書の写し（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者である場合に限り、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）
- (d) 当該ひとり親家庭の親の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額、扶養親族等の数並びに所得税法第2条第33号に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び同条第34号の4に規定する老人扶養親族の数に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）
- (c) 当該ひとり親家庭の親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）
- (b) 当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（当該ひとり親家庭の親が児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限り、知事が別に定める場合を除く。）
- (a) 第8による知事の通知に係る通知書の写し
- (k) 文部科学大臣が発行する合格証書の写し

#### イ 提出期限

合格証書に記載されている日から起算して40日以内

### 第10 支給の決定等

知事は、給付金の支給を決定したときは、その旨を支給申請者に通知した上、給付金を支給申請者に支払うものとする。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、平成28年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

1 この要綱は、公示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 令和2年3月31日までに修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

受講対象講座指定申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者氏名

印

次の講座を受講したいので、ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申請します。

1 親の氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
2 児童の氏名 (申請者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
3 住所	(〒 - )		電話 ( ) -
4 受講施設の名称			
5 講座の名称			
6 受講科目			
7 試験免除科目			
8 受講期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
9 所要費用 (予定)	入学金 円、受講料 円 合計額 円		
10 過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業等に係る給付を受けたことが ある ・ ない		
11 親と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
	住所 (別居の場合)		
親の扶養親族に該当 する ・ しない			
備考			

(注) 親と生計を一にする子の氏名等は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載すること。

- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父でないこと。
- (2) 婚姻（民法（明治29年法律第89号）の規定による婚姻の届出がなされているものをいう。以下同じ。）によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていないこと。

(添付書類)

- 1 親及び児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 世帯全員の住民票の写し
- 3 児童扶養手当証書の写し又は前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等に係る市町村長の証明書
- 4 親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額に係る市町村長の証明書(※児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。)
- 5 寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類(※児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。)

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

ひとり親家庭再チャレンジ高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者氏名

㊞

受講修了時給付金

の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

合格時給付金

1 親の氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
2 児童の氏名 (申請者が児童の場合)	フリガナ	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
3 住所	(〒 - )		電話 ( ) -
4 受講施設の名称			
5 講座の名称			
6 受講科目			
7 試験免除科目			
8 受講期間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
9 所要費用	入学料 円、受講料 円		合計額 円
10 支払金融機関	金融機関名	普通 ・ 当座 ・ その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義（フリガナ）		
11 親と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年 月日	年 月 日生（ 歳）
	住所（別居の場合）		
親の扶養親族に該当 する ・ しない			
備考			

(注) 親と生計を一にする子の氏名等は、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載すること。

- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父でないこと。
- (2) 婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていないこと。

(添付書類)

- 1 親及び児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 世帯全員の住民票の写し
- 3 児童扶養手当証書の写し又は前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等に係る市町村長の証明書
- 4 親に所得税法第2条第34号の2に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該控除対象扶養親族の数を明らかにする書類及び当該控除対象扶養親族の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書（※児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）
- 5 寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本、当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額に係る市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにする書類（※児童扶養手当受給者でない場合又は児童扶養手当受給者であって8月から10月までの間に申請する場合に限る。）
- 6 受給対象講座の指定の通知書の写し
- 7 受講修了証明書（※受講修了時給付金を申請する場合に限る。）
- 8 受講経費についての領収書（※受講修了時給付金を申請する場合に限る。）
- 9 文部科学大臣発行の合格証書の写し（※合格時給付金を申請する場合に限る。）